

先生各位

肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正に関するご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より肝炎ウイルス検診が保健事業の健康診査の種類に追加されたことに伴い、「肝炎ウイルス検診等実施要領」が定められ、4月1日付で厚生労働省老健局長より通知されましたが、4月12日付の同通知により一部改正されました。つきましては、検討段階で提示されておりました「肝炎ウイルス検診等実施要領」からの変更点と併せて、以下の通りご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬白

記

厚生労働省老健局長（平成14年4月1日）発：第0401001号

「肝炎ウイルス検診等について」 - 肝炎ウイルス検診等実施要領

《 変更点 》 C型肝炎ウイルスの判定結果

（検討段階で提示された「肝炎ウイルス検診等実施要領」からの変更）

	変更後	変更前
1	「現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に 感染している可能性が極めて高い 」と判定されました。	現在、C型肝炎ウイルス(HCV) に感染しています。
2	「現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に 感染していない可能性が極めて高い 」と判定されました。	現在、C型肝炎ウイルス(HCV) に感染していません。

厚生労働省老健局長（平成14年4月12日）発：第0412001号

「肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正について」 - 肝炎ウイルス検診等実施要領（改正後全文）

《 改正点 》 肝炎ウイルス検診の対象者

（追加） 広範な外科的処置を受けたことのある者 又は 妊娠・分娩時に多量に出血した
ことがあって、定期的に肝機能検査を受けていない者

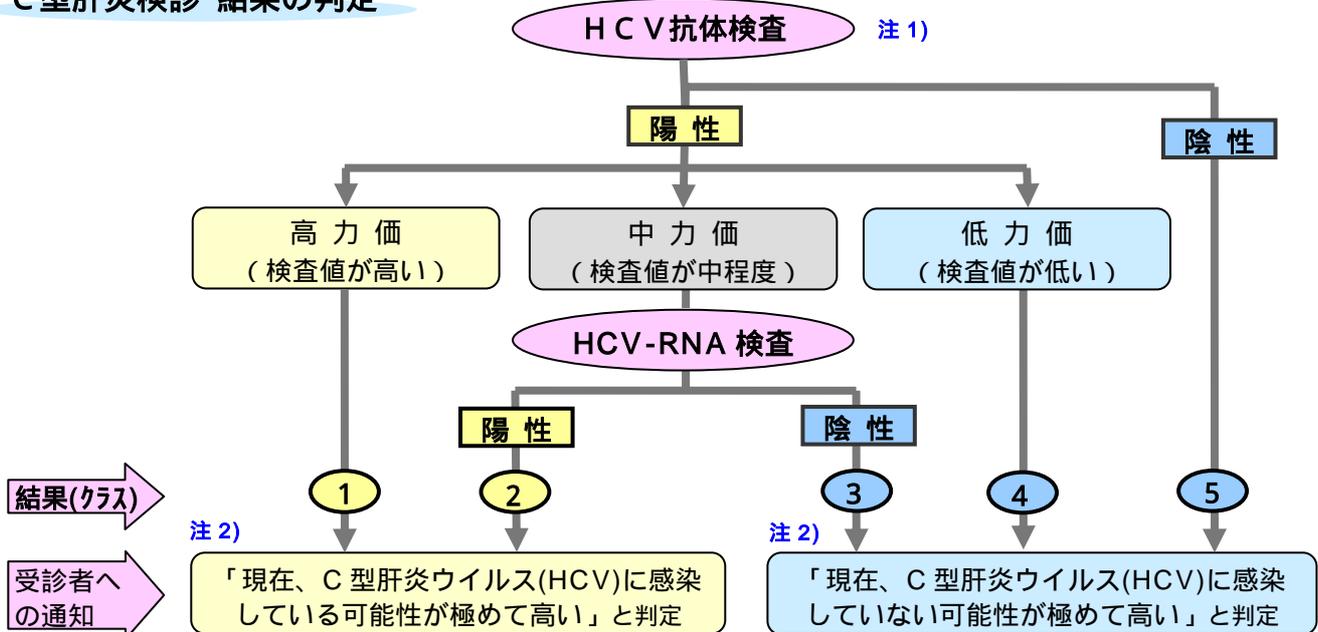
肝炎ウイルス検診：HCV検査

C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルス検診が保健事業の健康診査の種類に追加されました。これに伴い、厚生労働省老健局は「肝炎ウイルス検診等実施要領」を定め、平成14年4月から適用することを通知しました。政府管掌健康保険等においても、これにほぼ準じる形で導入の準備が進められています。

老人保健事業 肝炎ウイルス検診（抜粋）

- 【対象者】** (1) 健康診査の対象者のうち、40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の者（5歳刻み）
 (2) (1)以外で「過去に肝機能異常を指摘されたことがある」、「広範な外科的処置を受けたこと」、または妊娠・分娩時に多量出血したことがあって、定期的に肝機能検査を受けていない、「基本健康診査のALT(GPT)値で要指導」のいずれかに該当する者
- 【実施】** (1) 問診（肝機能異常の指摘を受けた履歴の有無、現在C型及びB型肝炎の治療中か否か等）
 (2) C型肝炎ウイルス検査：HCV抗体検査，HCV核酸増幅検査（HCV抗体で中力価が対象）
 (3) HBs抗原検査

C型肝炎検診 結果の判定



平成14年4月12日 厚生労働省老健局長（平成14年4月12日）発：第0412001号

「肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正について」別添：肝炎ウイルス検診等実施要領（改正後全文）より一部改変

注1) HCV抗体検査の測定は、(1)凝集法（HCV PHA法，またはHCV PA法）または、(2)定量域の広い測定系を用い、得られた半定量的な「測定値」により、合理的にHCV抗体「高力価群」「中力価群」「低力価群」の3者に分別します。

注2) 判定結果の通知は、「『現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染している可能性が極めて高い』と判定されました。」か、「『現在、C型肝炎ウイルス(HCV)に感染していない可能性が極めて高い』と判定されました。」かの2通りのみとし、判定の結果を、前者の場合は または で、後者の場合は または によったことを明示することとしています。

結果のご報告には「受診者への通知」の内容は含まれておりませんので、予めご了承願います。

HCV抗体検査の判定基準

検査方法：EIA法（アキシム）
 単位：S/CO（sample/cut off）

	陽性			陰性
	高力価	中力価	低力価	
	100.0以上	15.0～99.9	1.0～14.9	0.9以下

検査のご依頼方法や詳細につきましては、[当社営業担当にお問い合わせください。](#)